

令和2年5月

伊那市議会臨時会議案書

令和2年5月12日

令和2年5月伊那市議会臨時会議案目次

議案第1号	専決処分の承認を求めることについて……………	3
議案第2号	専決処分の承認を求めることについて……………	18
議案第3号	専決処分の承認を求めることについて……………	21
議案第4号	専決処分の承認を求めることについて……………	23
議案第5号	教育委員会委員の任命について……………	25
議案第6号	公平委員会委員の選任について……………	27
議案第7号	請負契約の締結について……………	30
議案第8号	損害賠償の額を定め和解を行うことについて……………	31
議案第9号	伊那市手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	32
議案第10号	令和2年度伊那市一般会計第1回補正予算について……………	34

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 12 日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）の施行等に伴い、伊那市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

専 決 処 分 書

伊那市税条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

伊那市長 白 鳥 孝

伊那市税条例等の一部を改正する条例

(伊那市税条例の一部改正)

第 1 条 伊那市税条例（平成 1 8 年伊那市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 1 項第 2 号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第 3 4 条の 2 中「第 1 2 項」を「第 1 1 項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第 7 項」を「第 6 項」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「第 3 1 4 条の 2 第 5 項」を「第 3 1 4 条の 2 第 4 項」に改め、「第 1 項（同項第 2 号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。）に係る部分を除く。）及び第 2 項」を削る。

第 3 6 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 3 6 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 4 8 条第 2 項中「第 6 6 条の 7 第 4 項及び第 1 0 項」を「第 6 6 条の 7 第 5 項及び第 1 1 項」に改める。

第 5 4 条第 2 項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第 4 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第 5 4 条第 7 項中「第 1 0 条の 2 の 1 2」を「第 1 0 条の 2 の 1 5」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「によって」を「により」に、「第 4 9 条の

2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「法第383条又は第74条」を「第74条若しくは法第383条」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定につ

いては、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合()に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第 8 条第 1 項中「平成 3 3 年度」を「令和 6 年度」に改める。

附則第 1 0 条「又は法附則第 1 5 条」を「又は附則第 1 5 条」に改める。

附則第 1 0 条の 2 中第 2 項を削り、同条第 3 項中「附則第 1 5 条第 2 項第 6 号」を「附則第 1 5 条第 2 項第 5 号」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号イ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号イ」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号ロ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号ロ」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項を削り、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号ニ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号ハ」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号ホ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号ニ」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 1 0 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 2 号イ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号イ」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 1 1 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 2 号ロ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号ロ」に改め、同項を同条第 9 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

1 0 法附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附則第 1 0 条の 2 第 1 2 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 3 号イ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 1 3 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 3 号ロ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 1 4 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 3 号ハ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 1 3 項とし、同条第 1 5 項中「附則第 1 5 条第 3 8 項」を「附則第 1 5 条第 3 4 項」に改め、同項を同条第 1 4 項とし、同条第 1 6 項を削り、同条第 1 7 項中「附則第 1 5 条第 4 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 8 項」に改め、同項を同条第 1 5 項とし、同条第 1 8 項中「附則第 1 5 条第 4 5 項」を「附則第 1 5 条第 3 9 項」に改め、同項を同条第 1 6 項とし、同条第 1 9 項中「附則第 1 5 条第 4 7 項」を「附則第 1 5 条第 4 1 項」に改め、同項を同条第 1 7 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

1 8 法附則第 1 5 条第 4 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附則第 1 0 条の 2 第 2 0 項を同条第 1 9 項とする。

附則第 1 1 条の見出し中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 1 1 条の 2 の見出し中「平成 3 1 年度又は平成 3 2 年度」を「令和元年度又は令和 2 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 3 1 年度分又は平成 3 2 年度分」を

「令和元年度分又は令和２年度分」に改め、同条第２項中「平成３１年度適用土地又は平成３１年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成３２年度分」を「令和２年度分」に改める。

附則第１２条見出し中「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同条中「平成３２年度」を「令和２年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第１２条の２中「平成３２年度」を「令和２年度」に改める。

附則第１３条見出し中「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同条中「平成３２年度」を「令和２年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第１５条第１項中「又は法」を「又は」に、「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同条第２項中「平成３３年３月３１日」を「令和３年３月３１日」に改める。

附則第１５条の２中「平成３１年１０月１日から平成３２年９月３０日まで」を「令和元年１０月１日から令和２年９月３０日まで」に改める。

附則第１６条第２項から第４項までの規定中「平成３２年３月３１日」を「令和２年３月３１日」に、「平成３２年度分」を「令和２年度分」に、「平成３２年４月１日から平成３３年３月３１日まで」を「令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで」に、「平成３３年度分」を「令和３年度分」に改める。

附則第１７条第１項中「第３５条の２第１項」の次に「、第３５条の３第１項」を加える。

附則第１７条の２第１項及び第２項中「平成３２年度」を「令和５年度」に改め、同条第３項中「第３５条の２」を「第３５条の３」に改める。

附則第２２条中「平成３５年度」を「令和５年度」に改める。

第２条 伊那市税条例の一部を次のように改正する。

第１９条中「第３２１条の８第２２項及び第２３項の申告書に」を「第３２１条の８第３４項及び第３５項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第４号中「によって」を「により」に改め、同条第５号中「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に改め、同条第６号中「第３２１条の８第２２項及び第２３項」を「第３２１条の８第３４項及び第３５項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51

項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

（伊那市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 伊那市税条例等の一部を改正する条例（平成31年伊那市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、伊那市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削り、同条例附則第16条に1項を加える改正規定中「平成33年4月1日から平成34年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「平成34年度分」を「令和4年度分」に、「平成34年4月1日から平成35年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「平成35年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第1条第1号中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改め、同条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第3号中「平成32年1月1日」を「令和2年1月1日」に改め、同条第4号を次のように改める。

（4）削除

附則第1条第5号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削り、「平成33年4月1日」を「令和3年4月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条第1項中「32年新条例」を「2年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項及び第3項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附則第5条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第6条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第7条第1項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に改め、同条第2項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第8条中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

（伊那市都市計画税条例の一部改正）

第4条 伊那市都市計画税条例（平成18年伊那市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第3項を削る。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第

38項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を附則第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第47項の条例で定める割合）

5 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第7項の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項及び第8項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第9項から第11項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第12項の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第14項中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15項中「（平成27年法律第2号）附則第18条」を「（平成30年法律第3号）附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から令和2年度まで」に改める。

（伊那市国民健康保険税条例の一部改正）

第5条 伊那市国民健康保険税条例（平成18年伊那市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中伊那市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中伊那市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中伊那市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
- (5) 第1条中伊那市税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項並びに第5条中伊那市国民健康保険税条例附則第4項及び第5項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の伊那市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するも

のに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)とする。

4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の伊那市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。))が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、第4条の規定による改正後の伊那市都市計画税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第9条 第5条による改正後の伊那市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(伊那市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 伊那市税条例の一部を改正する条例(平成27年伊那市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(伊那市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 伊那市税条例等の一部を改正する条例(平成29年伊那市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第3条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

第12条 伊那市税条例等の一部を改正する条例(平成29年伊那市条例第28号)

の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

第13条 伊那市税条例等の一部を改正する条例（平成30年伊那市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第6条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第8条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第10条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 12 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 98 号）等の施行に伴い、伊那市介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

専 決 処 分 書

伊那市介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

伊那市長 白 鳥 孝

伊那市介護保険条例の一部を改正する条例

伊那市介護保険条例（平成 1 8 年伊那市条例第 1 0 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項から第 5 項までの規定中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 6 項中「平成 3 1 年度から平成 3 2 年度」を「令和元年度から令和 2 年度」に、「2 1, 3 7 0 円」を「1 6, 4 4 0 円」に改め、同条第 7 項中「平成 3 1 年度から平成 3 2 年度」を「令和元年度から令和 2 年度」に、「2 1, 3 7 0 円」を「1 6, 4 4 0 円」に、「3 1, 2 4 0 円」を「2 3, 0 2 0 円」に改め、同条第 8 項中「平成 3 1 年度から平成 3 2 年度」を「令和元年度から令和 2 年度」に、「2 1, 3 7 0 円」を「1 6, 4 4 0 円」に、「4 4, 3 9 0 円」を「4 2, 7 4 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（保険料に関する経過措置）

2 この条例による改正後の第 9 条の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 12 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

専 決 処 分 書

令和元年度伊那市一般会計第10回補正予算を、別冊のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

伊那市長 白 鳥 孝

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 12 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

専 決 処 分 書

令和元年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第3回補正予算を、別冊のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

伊那市長 白鳥 孝

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めらる。

記

氏 名	生 年 月 日	住 所	備考
原 田 信 子	昭 和 3 9 年 2 月 2 3 日	長 野 県 伊 那 市 西 町 5 9 9 5 番 地 1 2	再 任

令 和 2 年 5 月 1 2 日 提 出

伊 那 市 長 白 鳥 孝

（提案理由）

原田信子委員が令和 2 年 5 月 19 日付けで任期満了となることに伴い、上記の者を教育委員会の委員に任命したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は 4 年、略歴は別紙のとおりであります。

略 歴

はら だ のぶ こ
原 田 信 子

昭和39年2月23日生（満56歳）

本 籍 東京都荒川区荒川6丁目9番

住 所 長野県伊那市西町5995番地12

政 党 無 所 属

最 終 学 歴

昭和62年 3月 東洋大学文学部卒業

職 歴

自 昭和62年 4月
至 昭和63年 6月 住友生命保険相互会社

自 昭和63年10月
至 平成 4年 4月 株式会社明電舎

自 平成11年 9月
至 現 在 浜田平信管理オフィス

自 平成23年 7月
至 現 在 ナチュラルダイエットクラブ

公 職 歴

自 平成28年 5月
至 現 在 伊那市教育委員会委員

公平委員会委員の選任について

下記の者を公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏名	生年月日	住所	備考
宮坂 文子	昭和30年5月1日	長野県伊那市御園874番地2	再任

令和2年5月12日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

宮坂文子委員が令和2年5月19日付けで任期満了となることに伴い、上記の者を公平委員会の委員に選任したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は4年、略歴は別紙のとおりであります。

略 歴

みや さか ふみ こ
宮 坂 文 子

昭和30年5月1日生（満65歳）

本 籍 長野県諏訪市大字豊田332番地3

住 所 長野県伊那市御園874番地2

政 党 無 所 属

最 終 学 歴

昭和53年 3月 信州大学教育学部卒業

職 歴

自	昭和53年	4月	長野県内小学校教諭
至	平成14年	3月	
自	平成14年	4月	伊那教育事務所学校教育課指導主事
至	平成16年	3月	
自	平成16年	4月	佐久市立春日小学校教頭
至	平成18年	3月	
自	平成18年	4月	伊那教育事務所学校教育課主任指導主事
至	平成20年	3月	
自	平成20年	4月	伊那市立長谷中学校校長
至	平成23年	3月	
自	平成23年	4月	北信教育事務所学校教育課主幹指導主事
至	平成24年	3月	
自	平成24年	4月	南信教育事務所学校教育課主幹指導主事
至	平成25年	3月	
自	平成25年	4月	駒ヶ根市立赤穂東小学校校長
至	平成28年	3月	
自	平成28年	4月	伊那保健福祉事務所保育専門相談員
至	令和 2年	3月	

自 令和 2 年 4 月
至 現 在 箕輪町中間教室適用指導員

公 職 歴

自 平成 2 6 年 4 月
至 平成 2 7 年 3 月 長野県女性校長会会長

自 平成 2 7 年 4 月
至 平成 2 8 年 3 月 上伊那校長会副会長、上伊那小学校長会会長、長野県小学校長会理事

自 平成 2 8 年 5 月
至 現 在 伊那市公平委員会委員長

請負契約の締結について

竜北地域交流センター（仮称）建設建築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年伊那市条例第47号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|------------------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 竜北地域交流センター（仮称）建設建築工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 689,700,000円
（内消費税 62,700,000円） |
| 4 契約の相手方 | 伊那市山寺254番地4
西武・清野特定建設工事共同企業体
代表構成員 春日 貞秋 |

令和2年5月12日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

竜北地域交流センター（仮称）建設建築工事請負契約を締結するため、提案するものであります。

損害賠償の額を定め和解を行うことについて

令和元年10月28日に発生した自動車事故による損害のうち、人身に係る部分に伴う損害賠償の額を定め、和解を行うことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 損害賠償の額を定めること。
 - (1) 相手方 市外在住 男性
 - (2) 損害賠償額 1,000,838円

- 2 和解を行うこと。

上記の金額で相手方と和解を行う。

令和2年5月12日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

自動車事故による損害のうち、人身に係る部分の損害を賠償するため、提案するものであります。

伊那市手数料徴収条例の一部を改正する条例

伊那市手数料徴収条例（平成18年伊那市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定に基づく事務	通知カードの再交付（故意又は過失により、関係法令に基づき再交付を求める場合）	1件につき 500円
	個人番号カードの再交付（故意又は過失により、関係法令に基づき再交付を求める場合）	1件につき 800円

」を

「

4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定に基づく事務	個人番号カードの再交付（故意又は過失により、関係法令に基づき再交付を求める場合）	1件につき 800円
-----------------------------------------------------------	------------------------------------------	------------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和2年5月25日から施行する。

令和2年5月12日提出

(提案理由)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

令和2年度伊那市一般会計第1回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度伊那市一般会計第1回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和2年5月12日提出

伊那市長 白鳥 孝